

裁判所書記官印

## 本 人 調 書、

(この調書は、第22回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成16年(行ウ) 第14号、
期 日	平成21年10月15日 午後1時30分
氏 名	伊藤 武晴
年 齢	71歳
住 所	栃木県
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

## 陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

# 速記録 (平成21年10月15日 第22回口頭弁論)

事件番号 平成16年(行ウ)第14号

証人氏名 伊藤 武晴

原告ら代理人(須藤)

本速記録末尾添付書面を示す

1 これは甲B第120号証の1から4までと同じものですね。

はい。

本速記録末尾添付書面1枚目を示す

2 この図面の作成者はあなたですね。

はい、そうです。

本速記録末尾添付書面2枚目を示す

3 この図面の作成者はどなたですか。

これは、関東地方整備局が2005年に公表した利根川流域の浸水想定区域図というふうになっています。

本速記録末尾添付書面3枚目を示す

4 この図面の作成者はだれですか。

これは基本的には作成は私のほうでしています。使用した地図や何かは国土地理院の地形図を基にして、それで、いろんな要素を加えて1つの図面としてまとめたのは私です。

本速記録末尾添付書面4枚目を示す

5 この図面の作成者はどなたですか。

これは板倉町の町史の資料をコピーしたものなんですけれども、若干、見やすくするために私が色づけをしました。

6 まず、あなたはどんな仕事をされているのか聞きたいんですが。

一級建築士です。

7 こういうダムの訴訟にかかわっているわけですが、八ツ場ダムとか南摩ダムとかという、こういう問題にこれまでどのようにかわってきましたか。

南摩ダムにつきましては、ダムの事業が始まると同時に、以前から関心はあったんですけども、具体化したのを契機にして、そのときからかかわっております。それで、八ツ場ダムにつきましては、この訴訟の原告になったということが最初です。

速記録末尾添付書面2枚目を示す

8 これは、関東地方整備局が2005年に作った図面だということですが、この図面の中身といいのはどういうことですか。

これは利根川流域の浸水想定区域図なんですけれども、この図面で見ますと、以前に浸水想定区域の中に入っていた栃木県の足利市と佐野市というものが、今度のこの図面からは外れているということを示している図面です。ただ、赤で示したところに藤岡町の一部があるんですが、その部分だけは浸水区域としてまだ残されているという、そういう図面です。

9 前回、嶋津証言で出てきたものですよね。

はい。

10 もともとは、八ツ場ダムの利根川からも溢水した水はどこまで氾濫区域としてあるのだということで、足利、佐野、藤岡と入っていたものが、2005年に発表された図面では藤岡だけが浸水区域に当たると、こういう前回の嶋津証言がありましたけれども、それに当たるわけですね。

はい。

11 ところで、この図で示された藤岡町なんですけれども、あなたはこの図面を見てどう考えましたか。

藤岡町だけが残されているということには若干の疑問を持ちました。

それと、具体的に、詳細なことを知りたいという動機が生まれました。

12 その動機で、あなたはどういうことをしましたか。

それで、早速、これはカスリーン台風のときの洪水をベースに作られているという想定区域図ですので、カスリーン台風のときに藤岡町がどういう状態だったかをいろいろ調べました。

本速記録末尾添付書面1枚目を示す

13 これは、藤岡町の浸水想定区域図をあなたが作成したということですね。

はい、先ほどの調査の結果、このブルーのところが浸水想定区域に当たるということが分かりましたので、それを示した図です。

14 あなたは、この図面を作成するためにどんな調査をしましたか。

まず、当時の新聞報道からいろいろ知ろうと思ったんですが。

15 取りあえずどういう調査をしたか。

それと、現地で当時のことを探して、その人の証言を頂きました。それと、私自身が実際に現地を細かく歩いて、そういうものとの整合性を見ながら浸水の位置を想定しました。

16 新聞報道なども見たということですが、そこから何か分かったことはありますか。

実は、新聞報道とか藤岡町史には、カスリーン台風のときの藤岡町の洪水の状態がほとんど記載されていませんでした。それで、私としては、その現地で知っている人からの証言をかなり重視したのと、自分で現地を歩いてみて、その証言の水位と地形の関係をきちんと精査しながら、その浸水のラインを一応決めました。

17 地元の人から聞いた話で、どんなことが分かりましたか。

町から左側に折れている道路があるんですけども、その道路について、その証言者の方は実際に現地に行って、その当時、このところまで浸水が来たというふうなことを証言してくれましたので。

18 地元のカスリーン台風のときのことを知っている人から、この高さまで水が

来たんだと、こういう証言があったということですか。

はい、そうです。

19 カスリーン台風のときということでいいんですか。

はい、そうです。

20 それで、そういう証言を聞いて、カスリーン台風と同じような台風が来たら、同じようにこの辺まで来ると、そういう高さを調べたということですか。

そういうことです。

21 その結果、先ほどの関東地方整備局の作成した図面と、それから、あなたの作成した図面とで何か違いがあるんですか。

関東整備局の発表された図面はちょっと大きい図面なものですから、詳細部分はよく分からぬんですけど、傾向としてはほぼ一致していました。

22 それでは、あなたは、関東地方整備局の作った図面と同じようなものだから、それ以上調査する必要はないと思うんですが、その後も調査を続けられたと聞いていますが、それはどうしてですか。

実は、この調査の目的の1つには、利根川からの洪水が藤岡町に及ぼす洪水の状況を知るということがありましたので、最初の調査では、それが利根川の洪水によって生じたあれなのか、あるいはそうでない理由によって生じた洪水による水位なのかということが実は判明していませんでした。

23 それで、そこを知りたいということで更にどういう調査をしましたか。

さらに今度は、藤岡町と新聞報道では分かりませんでしたので、もつと調査範囲を広げました。それで、隣接する群馬県の板倉町、あるいは埼玉県の北川辺町、あるいは群馬県の館林、あるいは、その隣の邑楽町というふうに範囲を広げまして、各市の市史とか、あるいは、その当時のいろんな資料を図書館に行って調べました。

24 それぞれの各市町の町史とか市史とか、そういうものを調べたり、そのほかいろいろ調べたということですが、その結果、何かさらに本速記録末尾添付書面1枚目の図面と違う結果が得られたんですか。

はい、結果的にはそう大きく違ったということはないんですが、基本的に、その洪水のときの洪水の水の流れ方が分かりました。それによりまして、それが利根川方面から流れてきたのではなくて、藤岡町に隣接する渡良瀬遊水地の堤防が決壊して発生した洪水だということが分かりました。

25 先ほど、そのカスリーン台風のときの、例えばこの位置まで浸水したという昔を知っている人の話を聞いたということですが、それと関係があるんですか。つまり、カスリーン台風のときに、実はこれは利根川じゃなくて渡良瀬川のほうから来た水だということが何か分かったんですか。

それは、先ほど、その矢印で洪水の方向は分かったんですが、洪水の水位につきましては板倉町の町史の中の資料の中に、そのときの水位を記録した文書が出てきました。

本速記録末尾添付書面4枚目を示す

26 これですね。

はい。これは、板倉町のカスリーン台風のときの洪水の水位を記録した地図です。ここで、自分で数値に○を付けて分かりやすく示したんですが、これがそのときの最大の浸水量、浸水した深さというふうに記されています。それで、その深さとその場所の地形の標高を足しますと、そのときの洪水の水位というものを推定することができます。

27 例えば、この図で言うと、その水位はどこで、その標高が幾つというのは何か言うことができますか。

それは地図でちょっと今分かりにくいんですが、○印で示したところに地盤の高さ、標高の高さが書いてございます。

28 3. 6 というのは、水深ですね。

深さです。その付近は標高 1.5 メートルです。それで、ほぼその辺は水平でして、1.5 メートルになっています。そうしますと、1.5 メートルプラス、そこの浸水の深さが 3. 6 メートルとあるはずですが、3. 6 メートルの深さまで浸水したと。そうしますと、洪水のレベルは 1.8. 6 メートルの標高の高さまで浸水したということになります。

29 まるきりの素人の聞き方で申し訳ないんだけれども、今の説明は、海拔で言うとそれくらいということですね。

はい。

30 海拔で言うと、1.8. 6 メートルくらいということになるんですね。

はい。

31 最後に、自分が何年も掛けて、こつこつ歩いたり、資料を調べて回ったりしたわけですけれども、どんなことを考えましたか。

そこに○印がありますけれども、その右側が渡良瀬遊水地です。その堤防が決壊して、その水が板倉町の低い部分のほうに流れたのと、もう 1 つは、地形の低いほうに両方に分かれて流れました。その地形の低いほうに利根川があるわけです。それで、そのときにはかの堤防が決壊した水も利根川の堤防に向かってすべて流れるという記録がございます。それから見る限り、カスリーン台風のときの洪水は、利根川に向かって周辺の水がすべて集中して流れているので、利根川の水が藤岡町の方向に向かって流れていたということではないということが資料上分かりましたので、大変興味を持ちました。

32 今のお話で、つまり、八ツ場ダムの治水効果ということで、栃木県も利益は受けるということで栃木県は 10 億円くらい負担金を払わなければならんということだけれども、栃木県を直接通ってない利根川、これからも来ると言

われていたけれども、あなたの調査の結果、どうもカスリーン台風のときは渡良瀬川のほうから来た水じゃないかと、だから、利根川の溢水といいますか、台風や何かで大水になったときも藤岡でさえも来ないんじゃないかという推測をしているということですか。

私の調べた資料の範囲ではそういうことが言えるというふうに思いました。ただし、資料だけでは、ちょっと私としては、まだ確信というところまでは申し上げきれませんけれども、資料で見る限り、そう思います。

原告ら代理人（大木）

33 確認なんですけれども、そうしますと、伊藤さんが調べた結果、カスリーン台風時の大水によって藤岡町が浸水したと、被害を受けたことは間違いないだろうと。

はい。

34 ただし、それは利根川の洪水が原因でないということが分かったということですね。

そうです。

35 本件で問題となっている八ツ場ダムは利根川の下流の治水を問題にしていますね。

はい。

36 ということは、カスリーン台風と同じような洪水が来たとして、八ツ場ダムが仮に造られたとしても、栃木県の治水には役立たないということになるんでしょうか。

そう思います。

裁判官（新村）

本速記録末尾添付書面3枚目及び4枚目を示す

37 この図の関係をちょっと教えていただきたいんですが、本速記録末尾添付書

面4枚目のほうで、「破堤」というところに○が付いていると思うんですけども、それは本速記録末尾添付書面3枚目で言いますと、どの辺ということになりますか。

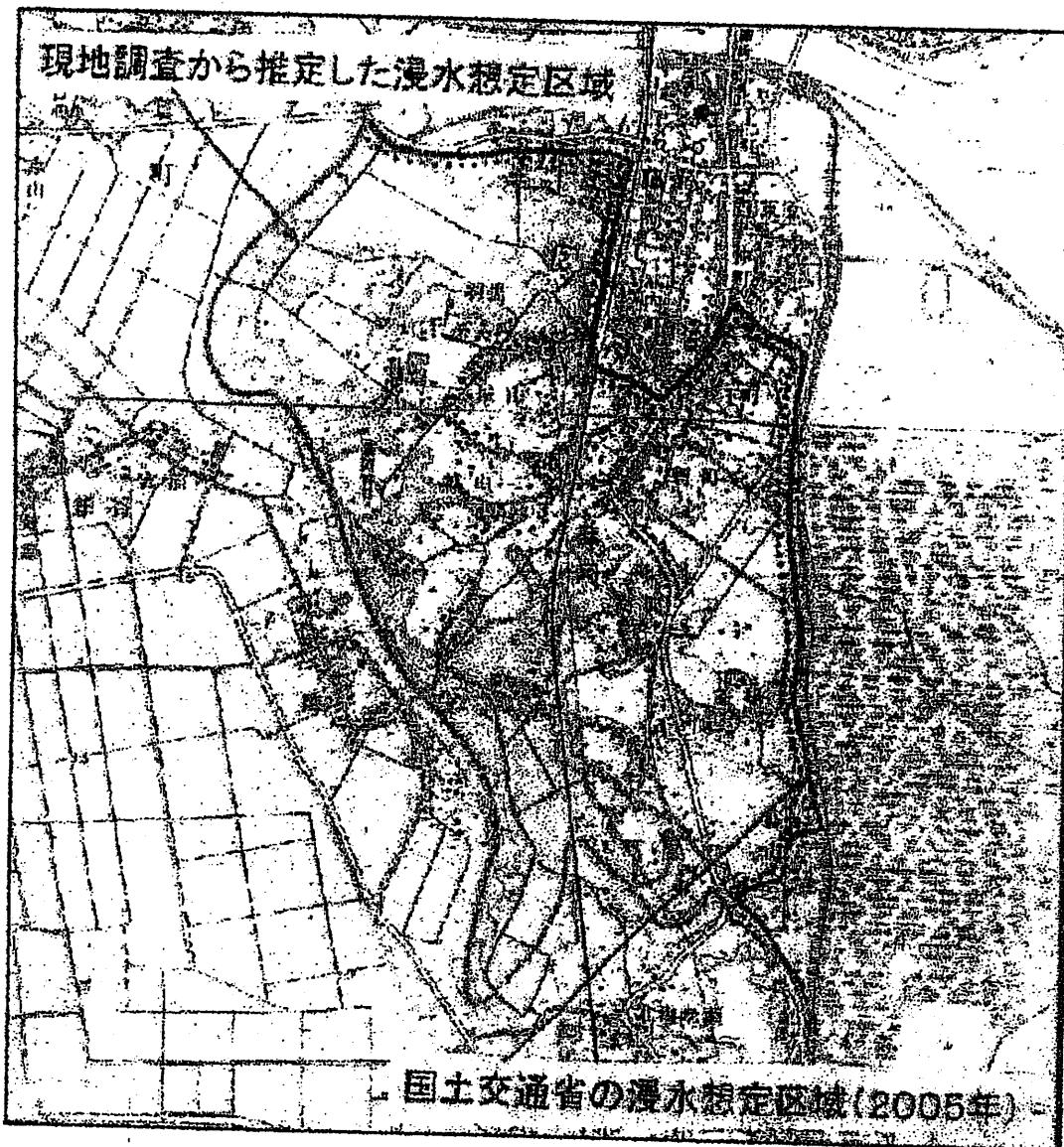
本速記録末尾添付書面3枚目で、藤岡町と板倉町の間を赤で示したのが町の境になります。これは県の境でもあります。それで、1-1という数字がありますが、その部分が決壊した場所で、その右側が渡良瀬遊水地、左側が板倉町の北海老瀬という集落の場所です。この1-1と1-2と実はそこは2か所で決壊しています。それで、上の部分の水が主に藤岡町の西側のほうに流れ、1-2の部分の水が利根川のほうに向かって流れたという、そういう資料になっています。

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判所速記官 薄井浩子

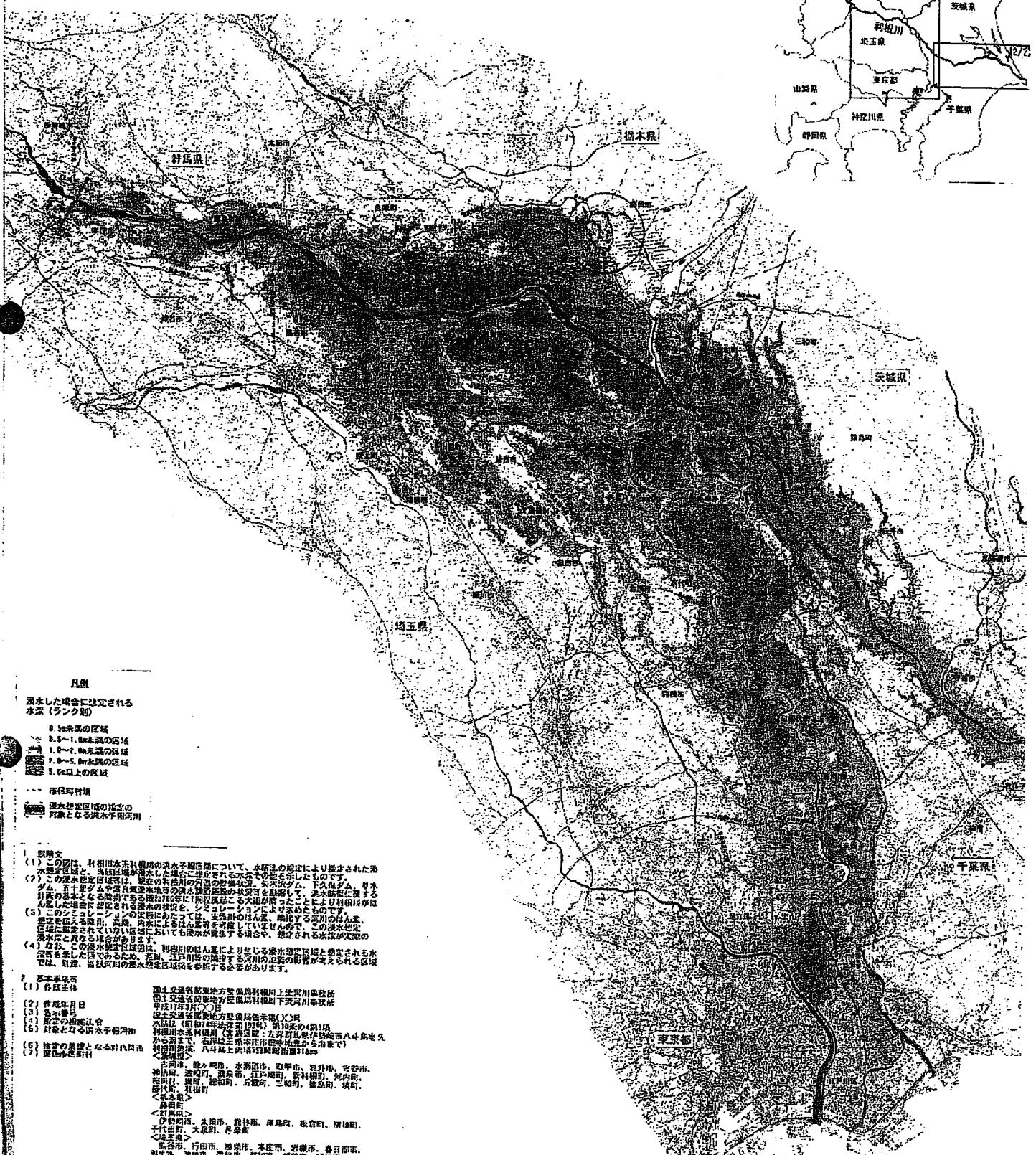
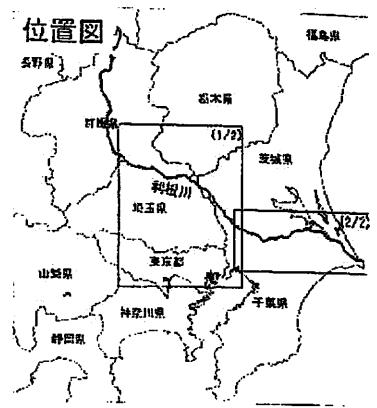


# 栃木県藤岡町の浸水想定区域図 (伊藤武晴作成 2005年10月)



↓  
利根川

# 利根川水系利根川 浸水想定区域図(1/2)



## 凡例

浸水した場合に想定される  
水深(ランク)

- 0.5未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 2.0~3.0m未満の区域
- 3.0以上上の区域

## 行政区划

浸水想定区域の北端の  
町名となる茨木市下原川

## 説明文

- (1) この図は、利根川水系利根川の洪水想定について、本筋との境界により区分された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。
- (2) この浸水想定区域は、現在の状況の内湖の整備状況、水門ダム、排水ダム、排水ポンプ、五十音ダムや灌漑施設水堀等の排水施設の状況を勘案して、洪水想定に要する計画的・現実的・実現可能な治水策による治水計画に従って想定することにより利根川がはん水をした場合に想定される水位を示すものである。
- (3) このシミュレーションによって想定される水位は、既存の堤防の有無、開拓する河川の有無、整備を進める河川、流域、内水による地盤の高さを考慮していないため、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水位が実際の水位など異なる場合があります。
- (4) かかる区域が外郭堤防によって囲まれた場合は、外郭堤防の有無によりそのまま浸水想定区域とはみなされず、堤防を越えて河川の氾濫の影響が考慮される区域では、堤防、当該河川の浸水想定区域を示す必要があります。

## 基本事項

### (1) 作成主体

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### (2) 作成年月日

昭和47年7月1日

### (3) 公示書類

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### (4) 断定の相模江令

利根川水系利根川(本筋区域、五井郡山武郡佐倉郡而千鳥郡久

### (5) 対象となる茨木市下原川

からまで、川口市三郷市牛田市中央市春日部市から有明で)

### (6) 浸水の実績となる河川

八幡川上流域(日向川源流部を除く)

### (7) 開拓小丘筋

主な開拓小丘筋

群馬県、埼玉県、水戸市、草平山、足立山、宇都宮市、

神戸市、足利市、佐野市、宇都宮市、宇都宮市、阿見町、

栃木市、東村、柏崎市、石岡市、三郷町、蕨町、

新代田町、行田市、越後庄、幸庄市、岩槻市、春日市、

多賀市、日高市、南区、新潟市、西区、西区、西区、

八千代市、八千代市、八千代市、八千代市、八千代市、

印旛村、白井市、本多市、安来市、下北郡、柏崎郡、

大栄町、小見川町、山白町、東庄町、四街道市

今泉町、越川町、庄和町

伊勢崎市、佐野市、成田市、佐野市、佐野市、

八千代市、八千代市、八千代市、八千代市、八千代市、

印旛村、白井市、本多市、安来市、下北郡、柏崎郡、

大栄町、小見川町、山白町、東庄町、四街道市

今泉町、越川町、庄和町

成田市、葛飾区、江戸川区



1:100,000

カスリン台風による藤岡町西部低地浸水検証図

S=1:20,000

伊藤武晴 作成 2009.09.20

使用・参考 資料

\*国土地理院1/25,000地形図

\*藤岡町都市計画図1/25,000 同 1/2,500

\*板倉町史資料編

・カスリン台風水害の状況図・堤防決壊場所見取り図・カスリン台風による利根川氾濫 浸水図

浸水想定区域

群馬県

栃木県

板倉低地(3)

藤岡海田

渡良瀬運動公園

板倉低地(2)

群馬県

栃木県

渡良瀬遊水地

凡例

○ : 地盤面 (標高)

○ : 最大水深

22.9.15 午後 11時30分 80m決壊

22.9.15 午後 11時全線越水  
11時50分 165m決壊

板倉低地

下新田

中下

月 18

カスリン台風による藤岡町西部低地浸水検証

出典 \*板倉町史 資料編  
 -カスリン台風水害の状況図  
 伊藤による加工 (09.09.20)  
 •台地等着色 マーク

藤岡町

栃木県

太い数字 堰水日数  
 細い数字 最大水深  
 ← 洪水流の進入方向

3

4

群馬県

1.0

5

2.4

7

7

板倉台地

館林台地

3.4

7

4.2

20

板倉低地

栃木県

(渡良瀬川道跡)

3.0

3.0

北川辺 低地

カスリン台風水害の状況 (福万 1971年による)